

和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等に係る予定価格及び最低制限価格の設定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(予定価格の算出方法)

第2条 建設工事に係る予定価格は、設計金額と同額とする。

2 業務委託に係る予定価格は、次に掲げる区分に応じて決定する。

(1) 設計金額が1,000万円以上の場合 設計金額に10分の9を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

(2) 設計金額が1,000万円未満の場合 設計金額に10分の9.6を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

3 物品に係る予定価格は、当該物品の種別、物価の動向等を総合的に勘案して決定する。

(最低制限価格の設定)

第3条 本市は、建設工事に係る透明性の向上及び統一性・経済性の確保を図るため、競争入札(複数者からの見積り徴収を行うものを含む。以下同じ。)により請負業者を選定する場合は、最低制限価格を設定するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 建設工事に係る最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満は切捨て)とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

2 前項の規定にかかわらず、和泉市制限付一般競争入札実施要綱(平成10年10月21日制定)第2条第2項の工事における最低制限価格の算出は、予定価格に10分の7を乗じて得た額(千円未満は切捨て)とする。

3 前2項に規定するもののほか、特別なものについては、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 業務委託に係る最低制限価格は、第2条第2項各号に掲げる額に、それぞれ10分の8を乗じて得た額(千円未満は切捨て)とする。

(公表)

第5条 契約事務の公平性・透明性を確保するため、予定価格及び最低制限価格は、事前公表とする。

2 前項の公表は、契約担当課の窓口での資料の配置、ホームページへの掲載等により行う。

附 則(平成29年5月16日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成29年6月14日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成30年9月3日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。